

【各事業の概要とポイント】

<水辺プラザ>

本事業は、市町村にある水辺の魅力を最大に引き出す整備により、そこを訪れたいくなるような、地域交流の拠点となる「にぎわいのある水辺」を創出するため、市町村の行う河川、溪流沿いの交流拠点整備と一体・連携して河川整備を実施するものです。

水辺プラザの整備を行うためには、地域の特色を活かした整備計画を登録する必要があり、水辺プラザの必要性、市町村の活用計画等の熟度の高いものを登録しています。

平成8年から始まり、今年度2箇所を新たに登録することにより、全国で110箇所が「水辺プラザ」に登録されました。

<水辺の楽校プロジェクト>

本プロジェクトでは、地域の身近な自然空間における河川において、子どもたちが自然体験の場として活用できるよう、自然の状態を極力残しつつ、必要に応じてアクセス施設の整備や水辺に安全に近づけるよう河岸の整備等を行うものです。

なお、本プロジェクトは、地域で活動する市民団体や河川管理者、教育関係者等が一体となって子どもたちの水辺での体験活動を行うことを目的とした「子どもの水辺」再発見プロジェクト」を推進するにあたり、必要なハード面の整備を行うものとして位置付けられています。

平成8年から始まり、今年度12箇所を新たに登録することにより、全国で232箇所が「水辺の楽校プロジェクト」に登録されました。

<水と緑のネットワーク>

本事業は、都市化の進展などにより、水量の減少、水質の悪化、湧水の枯渇、良好な緑の減少、動植物の生息・生育環境の喪失など、都市環境の悪化してきた地域において、関係機関と共同で「水」と「緑」の豊かなネットワークを形成することを目的としています。

平成8年度に制定された制度は、構想の登録と整備計画の指定の2段階となっており、構想の登録の後整備計画(案)を作成し、整備計画が指定され、整備及び管理の協定が締結された後に、事業が進められることとなっています。今年度は、構想の登録1地域、整備計画の指定1地域を加え、全国で構想の登録が13地域、整備計画の指定が2地域となります。

<ふるさとの川整備事業>

本事業は、河川本来の自然環境の保全・創出や周辺環境との調和を図りつつ地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図ることを目的としています。

昭和62年に制度が創設されて以来、全国において事業が展開されており、今年度は、2河川を新たに指定し今後整備計画の策定を進めるとともに、1河川の整備計画を認定することにより事業を実施していくこととなります。今回

の指定及び認定で、全国で192河川が指定、186河川が認定を受けたこととなります。

<桜つつみモデル事業>

本事業は、周辺の自然的、社会的、歴史的環境等との関係を反映しつつ、堤防の緑化を推進することにより良好な水辺空間の形成を図ることを目的としています。

昭和63年度に制度が創設されて以来、今回新たに1箇所が認定され、全国で295箇所が認定されました。

<河川防災ステーション>

本事業は、出水時や地震時に活動の拠点となり、避難場所、あるいは支援活動の拠点や物資輸送の基地、ヘリポートとして活用でき、災害が発生した場合には迅速な復旧を行う基地となる河川防災ステーションの整備を行うものです。平常時にはレクリエーション空間、コミュニティースペース等として多目的に活用できる河川防災ステーションを地方自治体と連携して整備します。

平成6年に制度が創設されて以来、今回新たに認定される9地区(11地区中、2地区は計画内容の変更)を加え、全国の104地区で整備計画が承認されました。